

新宮・東牟婁地区協の活動

8月19日(月)、ホテルニューパレスにおいて、**青年・女性労働者学習会**を開催しました。岡村副議長より主催者代表挨拶の後、連合和歌山小山副事務局長を講師に招き、働く仲間と築く希望と安心の社会、働くことを軸とする安心社会の実現に向けて11単組53名の参加者が学びました。私たちのくらしは、多くの人たちが働き、互いに支え合うことで成り立っています。しかし、失業や就職難、家庭の事情など、働かなくても働けない状況にある人が増え、社会から排除されたり、孤立している現実があります。就労をめぐる様々な困難を取り除き「働くこと」を通じて社会に参加できるルート「働くこと」につなげる5つの「安心の橋」を整備していくことが求められています。



連合和歌山小山副事務局長



岡村副議長

「働くこと」につなげる5つの「安心の橋」

- ・教育と働くことをつなぐ橋
- ・家庭と働くことをつなぐ橋
- ・働くかたちを変える橋
- ・失業から就労へつなぐ橋
- ・生涯現役社会をつくる橋

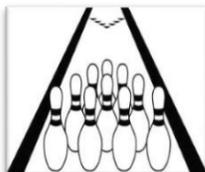


7月19日(金)、新宮東宝ボウルにおいて、**単組間交流ボウリング大会**を開催しました。
10単組86名の参加がありました！



～結果発表～

- | | | |
|--------------|-------|------|
| 優勝・熊野交通労働組合 | 塩崎さん | 373点 |
| 2位・串本町職員労働組合 | 宮本さん | 351点 |
| 3位・JP労組黒潮支部 | 川野上さん | 329点 |



大久保会長



田辺・西牟婁地区協の活動

8月1日(月)、紀伊田辺シティプラザホテルにおいて、**防災学習会**を開催しました。和歌山県自閉症協会会長の久保尚洋氏を講師に招き、「災害弱者への合理的支援について」と題して講演を頂きました。避難施設等での合理的配慮とは平等な対応ではなく公平な支援を行うために実施すること、普段からの支援の必要性については障害を理解することがより適切な支援が可能になるなど、事例を交えての内容でした。参加者より「改めて災害時の対応について考え直すきっかけになった」「自閉症や発達障害の事を深く知ることが出来た」などの感想をもらいました。13単組82名の参加がありました。



田辺・西牟婁地区協☆新宮・東牟婁地区協 合同学習会を開催！

6月28日(金)、白浜町・民宿望海において、両地区協幹事の**合同学習会**を開催しました。近畿労働金庫田辺支店の安井史幸店長と、こくみん共済COOP田辺支店の森田健一支店長を講師に招き「労働者福祉運動について」と題し学習会を行いました。安井店長からは、生活応援運動2019の取り組み・資産形成の必要性・多重債務問題についての内容で、森田支店長からは、協同組合と労働者共済のあゆみ・共済と協同組合とは・生協の歴史・自然災害に対する取り組み・保障の考え方についての内容でそれぞれ説明して頂きました。24名の参加がありました。



安井店長・森田支店長



クラシノコアゲ応援団！RENGOキャンペーン・街頭アンケート実施！

6月3日(月)近畿労働金庫新宮支店前、6月20日(木)近畿労働金庫田辺支店前において、街頭アンケートを実施しました。また、街宣車での管内啓発も行いました。



暮らし、苦しくなっていませんか？	YES 192 NO 102	老後や子育て、不安はありませんか？	YES 240 NO 54
仕事、きちんと報われていますか？	YES 115 NO 179	今の政策、働く人が主役ですか？	YES 25 NO 269





平和行動 in 根室 ☆9月7日～8日☆

～北方領土(択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島)の返還! 故郷への想いをつなごう! 四島交流を進めよう!～



北方領土は日本固有の領土です。北方四島返還と日ロ平和条約締結の実現をめざして連合は平和行動を行っています。地域協議会より今年も西瀬憲宏幹事(熊野交通労働組合)が参加しました。

・・・感想文より(一部抜粋)・・・

広大な自然の中どこまでも真っ直ぐ続くかに思える道路、今まで見たこともない程の豊かな自然に包まれた大地を初めて訪れた私にとって、今回の平和行動参加の4日間は毎日が五感を刺激する充実したものでした。初日の9月6日に中標津にて行われた語り部による事前学習会では故郷に対する切実なる想いを伝えていただき、パネルディスカッションにより、それぞれの立場での考えとまさに今起きている四島での現実を目の当たりにし、四島に対してより深く考える機会となりました。最終日、連合平和行動という大きな集合の下で、寄り添ってくれる、話を聞いてくれる仲間が全国にはこんなにもいる、今まで味わったことのない一体感・連帯感を味わいました。今後の北方四島返還運動や経済交流につながっていくに違いないと確信します。



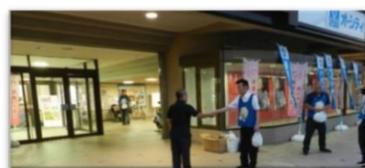
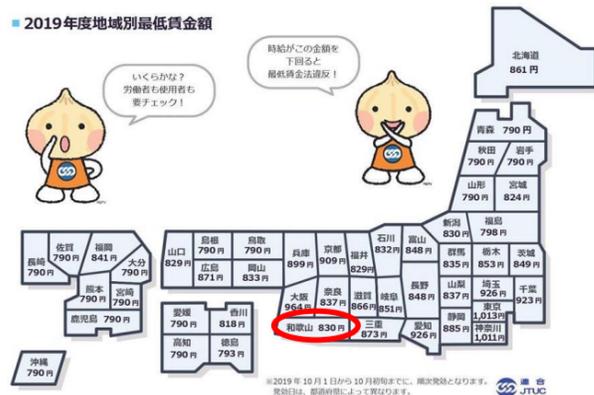
最低賃金周知街頭啓発



2019年10月1日から和歌山の地域別最低賃金は**830円**に改定されました。地域協議会においても、街頭啓発で周知を行いました。

- ・新宮・東牟婁地区協管内 9月25日(火) スーパーセンターオークワ南紀店前
- ・田辺・西牟婁地区協管内 9月27日(木) オークワパピリオンシティ田辺店前

2019年度地域別最低賃金額



地域協議会より ~今後の活動予定~

- ◎ 地協第5回定期総会 11月29日(金) 16:30~ 田辺地域労働者福祉センター 3階会議室(田辺市)
- ◎ 新宮・東牟婁地区協 新春のつどい 1月10日(金) ホテルニューパレス(新宮市)
- ◎ 田辺・西牟婁地区協 新春の集い 1月17日(金) かんぼの宿紀伊田辺(田辺市)



あなたの給料が最低賃金に追い抜かれていないか



1 確認

給料のうち対象となる項目を確認しよう

最低賃金との比較対象になるのは、基本給+諸手当(精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く)です。ボーナスや残業代、その他臨時の手当は含まれません。

対象	基本給 + 諸手当*	対象でない	・ボーナス ・残業代 ・精皆勤手当 ・通勤手当 ・家族手当 ・その他臨時の手当
----	------------	-------	--

2 比較

1時間あたりの金額に変換し、実際に比較しよう

職場ごとに決められている「所定労働時間」や「所定労働日数」を調べましょう。就業規則や契約書等からわかります。それをもとに以下の計算式で算出した金額と、最低賃金額とを比較します。

- 時給の人 時給額 そのままでOK!
- 日給の人 日給額 ÷ (1日の所定労働時間)
- 週給の人 週給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 週の所定労働日数)
- 月給の人 月給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 年間所定労働日数 ÷ 12)
- 歩合給の人 連合「なんでも労働相談ダイヤル」にご相談ください

3 相談

自分の給料が最低賃金より低かったら相談しよう

- ・お勤め先に労働組合があれば、組合から経営者に申し入れをしましょう。
- ・労働組合がなければ、連合「なんでも労働相談ダイヤル」へ電話してみましょう。
- ・お勤めの業種によっては、より高い最低賃金が適用される場合があります。

「最低賃金よりも低い!?」「おかしいな?」と思ったら
なんでも労働相談ダイヤルへ!



日本労働組合総連合会(連合) 0120-154-052